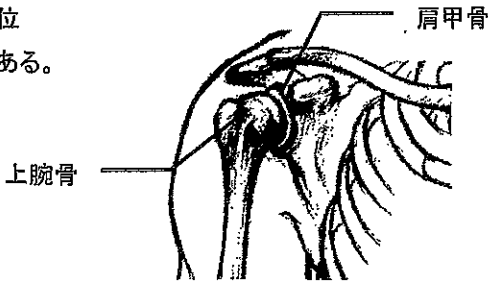
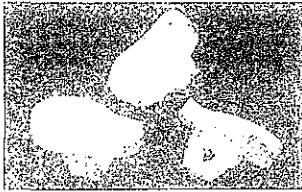
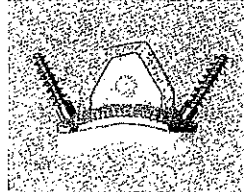


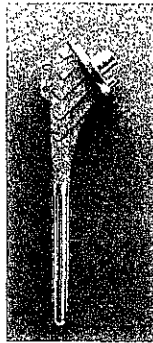
【1. 特定保険医療材料の定義について】 (平成 16 年 3 月 5 日 保医発第 0305007 号)		
告示番号・分野名・定義	機能区分名・定義	機能区分コード 略称・償還価格
065 人工肩関節用材料 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「人工肩関節」又は「その他の人工関節、人工骨及び関連製品」であること。 ② 人工関節置換術等を実施する際に肩関節機能再建のために使用する人工材料であること。 —機能区分の考え方— 人工肩関節用材料は、使用部位により肩甲骨側材料及び上腕骨側材料の合計2区分に区分する。	①肩甲骨側材料 肩関節の機能を代替するために肩甲骨側に使用するグレンオイドコンポーネント(単独又は組み合わせて使用するタイプを含む。)であること。	B00206501 人工肩関節 ・SG-1 166,000 円
	②上腕骨側材料 肩関節の機能を代替するために上腕骨側に使用するものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 人工肩関節置換術等の際に用いる一体型ステムであること。 イ 人工肩関節置換術等の際に用いるステム、ステムヘッド及びネックであること。	B00206502 人工肩関節 ・SH-2 624,000 円
【2. 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について】 (平成 16 年 3 月 5 日 保医発第 0305004 号) 該当なし		
【3. 分野名・定義の解説】 人工関節置換術等を実施する際に肩関節機能再建のために使用する人工材料であり、本分類は肩関節の解剖学的な部位別に「肩甲骨側材料」と「上腕骨側材料」に区別されるものである。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 肩甲骨  </div>		
【4. 機能区分名・定義の解説】 ① 肩甲骨側材料 肩関節の機能を代替するために肩甲骨側に使用するグレンオイドコンポーネント(単独又は組み合わせて使用するタイプを含む。)であること。これらは、間接固定もしくは直接固定で固定される。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>セメントを使用し間接固定するグレンオイドコンポーネントの例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>スクリューを使用し直接固定するグレンオイドコンポーネントの例</p> </div> </div>		
* 肩甲骨側に使用する人工関節は一般的にグレンオイドコンポーネントと呼ばれている。		

② 上腕骨側材料

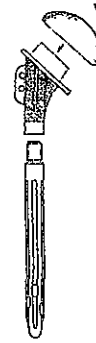
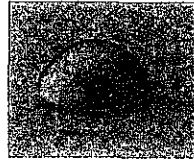
肩関節の機能を代替するために上腕骨側に使用するものであり人工肩関節置換術等の際に用いる一体型ステム、及び人工肩関節置換術等の際に用いるステム、ステムヘッド及びネックである。これらは、間接固定もしくは直接固定で固定される。



一体型の上腕骨ステム
の例



上腕骨ステムとヘッドを組み合
わせて使用する例



遠位部のステム、近位部のス
テム、ヘッドを組み合わせて
使用する例

【5. 一般的適応疾患等】

- ・ 関節リウマチ
- ・ 変形性肩関節症
- ・ 外傷 等

* 変形性肩関節症とは、肩関節の軟骨が老化や形成不全などの原因から変性をきたし、痛みや運動障害を招く疾患である。

(『特定保険医療材料がイブック 2004年版』 編集 日本医療器材工業会 より)